

添付資料 1

【観光楽ちんカーサービス】

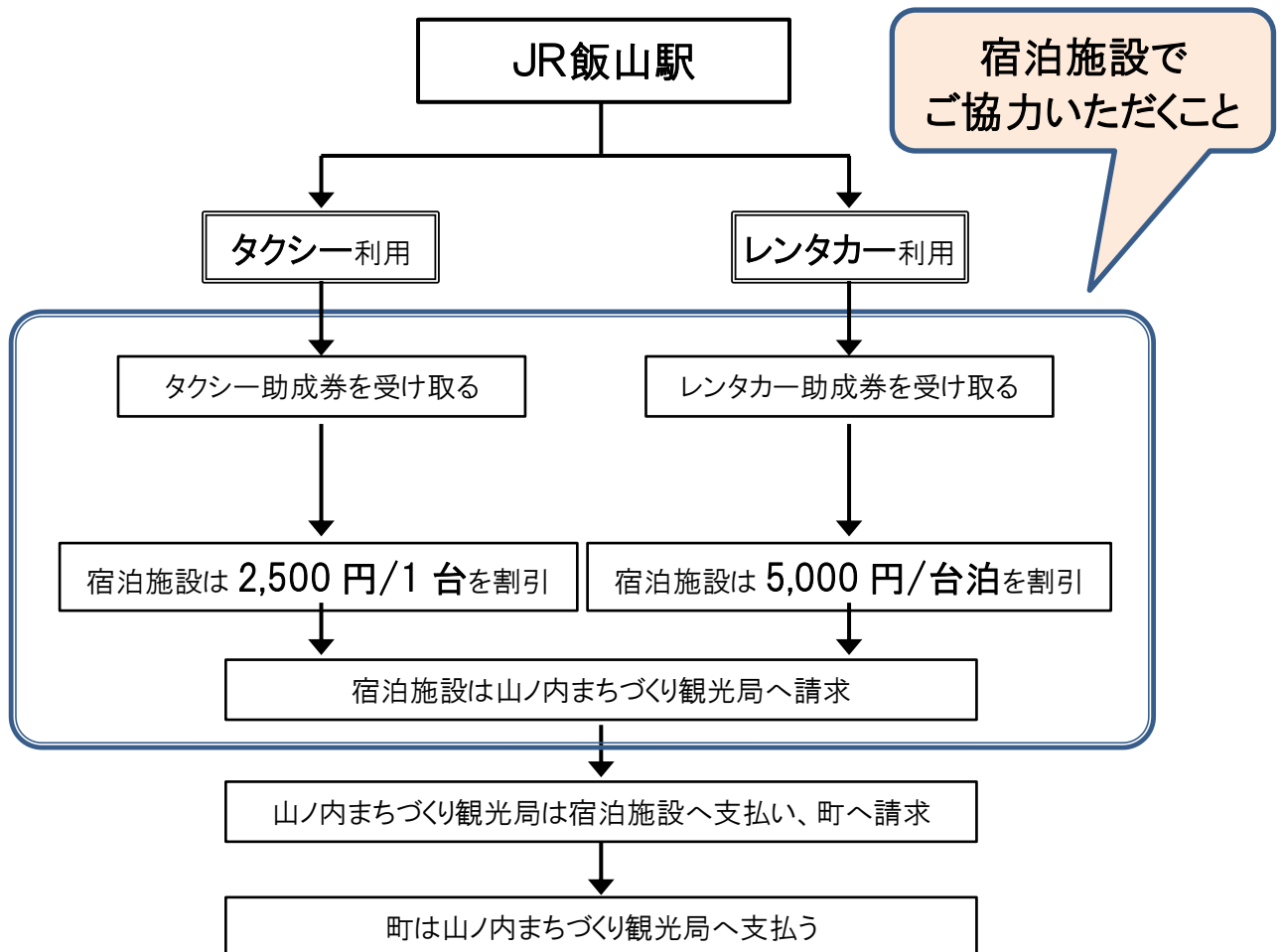
事業内容

北陸新幹線飯山駅から山ノ内町への二次交通確保のために、山ノ内町に宿泊される方がタクシー・レンタカーを利用した場合、その利用料金を助成することによりお客様の利便性を図るサービスです。

助成金額

タクシー : 2,500 円 / 1 台    レンタカー : 5,000 円 / 1 台 1 泊

助成対象	○タクシー			
	長電バス(株)長電ハイヤー飯山営業所	〒389-2234	飯山市大字木島字向田 981-1	0269-63-3232
	戸狩ハイヤー(有)	〒389-2413	飯山市大字照里 1348-1	0269-65-2129
	長電バス(株)長電ハイヤー湯田中営業所	〒381-0401	山ノ内町大字平穩 3364-11	0269-33-3161
	長野交通(株)	〒389-2413	飯山市大字蓮字北原 213-1	0269-62-2013
	のぞわ温泉交通(株)	〒389-2502	野沢温泉村大字豊郷 9258-8	0269-85-3333
	(株)野沢観光タクシー	〒389-2502	野沢温泉村大字豊郷 9810-1	0269-85-2306
	○レンタカー			
	日産レンタカー飯山駅前店(駅レンタカー飯山駅営業所)	〒389-2253	飯山市飯山 259-14	0269-81-4123
	ニココレンタカー飯山駅前店	〒389-2254	飯山市南町 18-13	0269-62-2716



## 添付資料2

### 【観光楽ちんカーサービス】に係る留意事項

#### ○利用できる場所

- ・飯山駅のみとします。
- ・飯山駅からタクシー・レンタカーを利用された方に限ります。
- ・新幹線を利用したかどうかは必ずしも確認できないため、『飯山駅から上記の会社のタクシー・レンタカーを利用して、山ノ内町内の宿泊施設に宿泊した場合』には、助成対象とします。

例) スキーバスで野沢温泉へ→路線バスで飯山駅へ→タクシー・レンタカーを利用し山ノ内町へ...助成対象とします。

- ・レンタカーを借りた営業所へ返さず、別の営業所へ返す『乗り捨て』についても対象とします。
- ・長電バス(株)長電ハイヤー湯田中営業所は、飯山駅は通常の営業範囲外であるため、呼び出しに限り利用することができます。

#### ○本事業の対象

- ・寮・保養所など事業所等の施設での宿泊は対象としません。
- ・本事業の趣旨にご賛同いただき、利用券の取り扱い（現地での割引対応）が可能な宿泊施設を対象とします。
- ・宿泊者が1人でも対象とします。

#### ○助成可能な利用券

- ・添付資料1の助成対象のタクシー・レンタカー業者から受領された利用券に限ります。（タクシー会社からは「タクシー利用券」、レンタカー会社からは「レンタカー利用券」をお渡しします。）
- ・利用券裏面に「事業者名」、「取扱者印」がないものは助成対象となりません。
- ・タクシーは飯山駅から町内への乗車1回分が対象であり、タクシー1台につき2,500円とし、観光タクシーも飯山駅を発車し、最終的に町内で下車した場合は対象とします。
- ・飯山駅からタクシーに乗車した後、町外で途中下車し別ルート（別のタクシーや鉄路など）により町内に宿泊した場合にも対象とします。
- ・レンタカーは数日単位で借りることがあるため、1台1泊につき5,000円とします。但し、1泊につき1枚の利用券が必要です。  
（2泊=5,000円×2=10,000円、1週間レンタルしたうち3泊を町内=5,000円×3=15,000円）
- ・フロントで利用者から利用券の提出があった際は、必ずタクシーまたはレンタカーの領収書または貸与証明書類の掲示を利用者に求め、確認を取ってください。領収書は助成対象のタクシー・レンタカー業者が発行したものに限りません。

#### ○助成の流れ

- ・ タクシー・レンタカー利用者がタクシー運転者またはレンタカー営業所から利用券を受け取る



- ・ 同利用者が宿泊施設に宿泊する



- ・ 宿泊施設に利用券を提出（タクシーまたはレンタカーの領収書をフロントで掲示）



- ・ 宿泊料金から差し引く



- ・ 助成金相当額を月末締で翌月に山ノ内まちづくり観光局に請求



- ・ 山ノ内まちづくり観光局は請求に基づき宿泊施設に助成金相当額を支払う

※宿泊料金を事前に支払っている場合（旅行会社等への先払い等）は、本サービスの対象外となります。

※予算管理の都合上、月ごとに請求をしてください。年度末にまとめて大量に請求されると、お支払い日が遅くなることがございます。

#### ○利用券の扱い

- ・ 利用券の裏面に記載欄がありますので、次のとおり記載していただき、請求書と共に山ノ内まちづくり観光局へ提出してください。

「タクシー・レンタカー事業者名・取扱者印」＝各々の事業者で記載します。

「宿泊日・宿泊施設名・宿泊人数・取扱者印」＝宿泊施設で記載してください。

「利用者住所・氏名（代表者1名で結構です）」＝利用者（宿泊者）ご自身で記入してもらってください。

#### ○本事業へのご参加について

- ・ 本事業は、町内宿泊事業者様への任意の協力依頼により実施しております。お客様には、チラシや利用券等において「一部取り扱いのない施設があるため、事前に宿泊施設へ利用可否を確認すること」をご案内しております。つきましては、お客様から本サービスの利用についてお問い合わせがあった際は、各施設様のご判断にて対応可否をご案内いただきますようお願いいたします。